

平成25年12月19日

特定非営利活動法人
京都消費者契約ネットワーク 御中

西日本電信電話株式会社

ご回答

貴NPO法人より頂戴いたしました、平成25年11月27日付再照会書に
関しまして、弊社の基本的な考え方につき、以下のとおりご回答させていた
だきます。

貴NPO法人よりご照会がありました、フレッツ光 ネクスト ファミリー・スーパー・ハイスピードタイプ隼は、戸建て住宅向けのインターネット接続
サービスであり、前回ご回答いたしましたとおり、現在は月額利用料5,400円（消費税別途、特にお断りのない限り、以下も同様とします。）でご提供
しております。

そして、光もっと²割は、当初は2年、以後は3年間ずつ、各々の契約期間
の継続利用をお約束いただいたお客様に、当該期間は継続利用いただけること、
及び契約期間の途中で解約された場合には、所定の解約金をいただくことを前
提として設定した月額利用料で、フレッツ光 ネクスト ファミリー・スーパー
・ハイスピードタイプ隼等のフレッツ光サービスをご利用いただくという料
金サービスです。光もっと²割の月額利用料は、一定期間の継続利用をお約束
いただいたお客様に対し、ご利用年数毎に設定しておりますので、期間途中で
解約された場合の解約金の額も、契約期間を踏まえ、ご利用年数に応じて設定
させていただいております。

また、光もっと²割（料金サービス）のサービス提供に際しましては、各種
法令について検討しており、消費者契約法の観点からも検討しております。

お尋ねのございました、お客様が期間途中で解約された場合の解約金の額に
ついてですが、光もっと²割は、一定期間の継続利用をお約束いただいたお
客様に、割引後の料金でフレッツ光 ネクスト ファミリー・スーパー・ハイス
ピードタイプ隼等をご利用いただくという料金サービスとなっており、お客様

が継続利用するとお約束いただいた契約期間途中で解約された場合には、光もつと²割のご契約時、割引期間途中解約時及び更新時にかかるコスト・損失、お客様に安定的にインターネット接続サービスをご利用いただくためのコスト、並びに割引額等を勘案した金額を、各々の契約期間における解約金の額とさせていただいております。

お客様が期間途中で解約された場合の解約金の具体的な金額については、基本的には貴NPO法人のご記載のとおりですが、前回ご回答申し上げました通り、弊社では設備撤去費用は頂戴しておりません。また、既に貴NPO法人にもご理解いただいているところでございますが、契約期間の満了月には解約金は頂戴しておりませんので、「2年経過未満」「5年経過未満」「8年経過未満」ではございませんことをご留意いただけましたら幸甚です。

以上